

第13章

# 支援

第1節 被災者支援策の実施 (136)

第2節 義援金の受入・配分 (138)

第3節 災害見舞金の支給 (139)

第4節 ボランティアの支援 (140)

第5節 支援事業 (141)

第6節 視察 (144)

## 第1節 被災者支援策の実施

被災者の生活が早期に安定するよう、国の支援制度に加え、本市独自の支援金や貸付金、利子補給などの制度を創設し、各種支援策を実施した。

なお、各種支援策は玄界島のみを対象としたものではなく、全市を対象としている。

### 1 被災証明の発行

被災者に対する各種支援策を円滑に実施できるよう、第3章3節で述べた家屋の被害調査を行い、被害程度を証明する「被災証明」を発行した。

玄界島においては、二次災害のおそれがある斜面住宅地に警戒区域を設定し、立入を制限したため、警戒区域内の家屋については家屋の被害に関わらず「全壊」と見なすこととした。

### 2 被災住宅再建支援

住宅被害の状況を踏まえながら、本市独自の支援金や貸付金、利子補給などの制度を創設するなど、早期の住宅再建のための支援を行った。

#### (1) 支援金

##### ①地震被害農漁村特定地域再生支援金等(本市独自制度)

震源に近く面的に大きな被害を受けた、北崎、志賀、勝馬校区(「特定地域」という)を対象に、職住両面で深刻な状況にある農漁村コミュニティの自力再建に資するため、被災住宅の建替え、補修について支援策を実施した。

玄界島においては、小規模住宅地区改良事業に参加しない自主再建世帯に対して、特定地域と同等の支援策を実施した。

◇助成対象:被災住宅の再建関係経費(建替え・補修)

◇助成金額:[建替え]限度額300万円

[補修]補助対象経費の1/3まで、限度額150万円

※補助対象経費が15万円未満の場合は対象外

◇助成要件:一部損壊以上

##### ②被災者生活再建支援金(国制度)

被災者の自立した生活の開始を支援するため、被災者生活再建支援法に基づき、家財道具の購入など生活関係経費への支援策を実施した。

玄界島においては、面的整備が導入されたため、一般の住宅再建と比べ、住宅の再建が遅れ家財道具の購入の時期が遅くなるため、内閣府と協議した結果、適用期間を延長するとともに、警戒区域および警戒区域に隣接し、二次災害のおそれのある居住困難地域の世帯を長期避難世帯として「全壊」と見なすこととなった。

◇助成対象:生活関係経費(生活必需品の購入費など)、居住関係経費(賃貸住宅の家賃、住宅ローンの利息など)

◇助成金額:[生活関係経費]限度額100万円、[居住関係経費]限度額200万円

◇助成要件:全壊(年齢・収入等による制限あり)

#### (2) 貸付および利子補給(本市独自制度)

①住宅復興資金(住宅金融公庫等の融資)に対する利子補給

②水産業金融資金による低利融資および保証料補助、利子補給

③災害援護臨時貸付金

(3) 公的賃貸住宅の斡旋(本市独自制度)

①市営住宅等の一時使用(原則2ヶ月間、最長で住宅再建完了まで)

②仮設住宅入居者の市営住宅の本入居等(平成18年度新設)

### 3 漁業者支援

被災した漁業者の漁業活動の早急な再開と経営安定を支援するため、低利の緊急融資及び利子補給を実施。

### 4 税の減免等

震災により被災された市民・事業所については、被害の程度に応じて、市税の減免、納付期限の延長及び保険料等の減免措置を行った。

①個人市県民税の減免

②固定資産税・都市計画税の減免

③事業所税の減免

④納期限の延長等

⑤国民健康保険料の減免

⑥介護保険(保険料・使用料)の減免

### 5 生活支援乗船券の交付 ※玄界島のみ対象

市営渡船は平成17年3月20日の地震直後から災害対応のための臨時運行として無料としていたが、被災者の生活に一定の安定がみられたことから同年9月15日より通常運行(有料)を再開した。

しかし、島民は玄界島とかもめ広場に分かれて生活していたため、かもめ広場居住世帯及び玄界島とかもめ広場との分離世帯に対して、家族の交流と故郷である玄界島との地域福祉の維持のため、週一往復分の乗船券を交付した。

## 第2節 義援金の受入・配分

### 1 義援金の受入

地震災害発生の報道がなされると早速に義援金の申し出があり、義援金は、震災後最初の平日である3月22日から現金あるいは福岡市災害対策本部義援金口座への振替などによって、全国の国民、企業、各種団体などから次々に寄せられた。

また、4月1日から5月31日まで、福岡市本庁舎、各区役所、出張所に義援金箱を設置して、市民義援金を募集した。

本市への義援金とは別途に、福岡県へも全国から義援金が寄せられ、後に福岡県の義援金配分委員会において県内の被災自治体への配分が決定され、本市が直接受け入れた義援金と合わせて被災者へ交付することとした。

【義援金受入状況(平成19年3月19日現在)】

金額 762,462,889円(うち福岡県からの配分額292,644,323円)

件数 11,025件

### 2 義援金の配分

義援金の配分については、「福岡県西方沖地震義援金福岡市配分委員会」において配分計画を決定し、これに基づき配分した。

玄界島は、地域的に大きな被害を受けたため、各世帯100万円配分された。

また、第4回島民総会での議決の結果、義援金のうち各世帯5万円は、豊漁と航海安全のお社として島民の拠り所となっている小鷹神社の修復費用に充てることとなった。

### 3 島に寄せられた義援金

市に寄せられた義援金以外にも、復興委員会や漁業共同組合玄界島支所にも義援金が寄せられた。玄界島に寄せられた義援金は、玄界島復興対策検討委員会の会計および会計幹事にて管理が行なわれ、復興委員会の活動経費や復興事業に活用された。

なお、全国老人クラブ連合会および福岡市老人クラブ連合会からの寄付金については、「高齢者のための環境整備をはじめとした玄界島復興への寄付」が主旨であるため、以下のものに活用した。

寄付金額：(全老連)3500万円 (市老連)1000万円

用途：集会所・老人憩いの家の備品、復興記念碑の整備、記念碑等の修復、防災グッズ、健康器具など

## 第3節 災害見舞金の支給

「福岡市災害見舞金等の支給及び応急救助措置要綱」に基づき、震災により住家が全壊・半壊の被害を受けた世帯を対象とした災害見舞金、1ヶ月以上の負傷者を対象とした負傷見舞金を支給した。

【災害見舞金】 全壊世帯 6万円(単身世帯は4万円)  
半壊世帯 4万円(単身世帯は3万円)

【負傷見舞金】 6ヶ月以上の負傷 5万円  
3ヶ月以上の負傷 4万円  
1ヶ月以上の負傷 3万円

また、この市見舞金の支給に併せて、福岡県災害見舞金等交付要綱に基づく福岡県災害見舞金および負傷見舞金が支給された。

【災害見舞金】 全壊世帯 4万円(単身世帯は2万円)  
半壊世帯 2万円(単身世帯は1万円)

【負傷見舞金】 6ヶ月以上の負傷 8万円  
3ヶ月以上の負傷 6万円  
1ヶ月以上の負傷 4万円